

島本町訪問型サービスA従事者養成研修

平成27年の介護保険法の改正により、島本町でも平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始しています。

その中で、人員等の基準を緩和したサービス(訪問型サービスA)に従事する有資格者でない方を対象に、事業の概要や意義の理解、高齢者の心身の特性に沿った対応方法など、サービスの提供にあたって必要な知識や技術を習得いただくための研修会を次のとおり開催いたします。

【日 時】平成30年3月28日(水曜日) 午前9時45分から午後5時00分
(受付は、午前9時15分から)

3月30日(金曜日) 午前10時00分から午後4時00分

※両日とも、授業の進行により、終了時間が前後する場合があります。

【場 所】島本町ふれあいセンター 1階 集団検診室

【対 象】島本町で実施の「介護予防・日常生活支援総合事業」における訪問型サービスAに従事する意思のある方で、上記の2日間ともに参加できる方

【費 用】1,000円(税込、テキスト代実費)

【内 容】介護保険制度について、高齢者及びその他の心身の特性・暮らしについて、認知症の理解、生活支援のための知識と技術について、終了評価 等

【定 員】20人(申し込み先着順)

【持 ち 物】筆記用具、テキスト代、昼食

【申し込み】平成30年3月2日(金曜日)からいきいき健康課へ電話、または窓口で受付

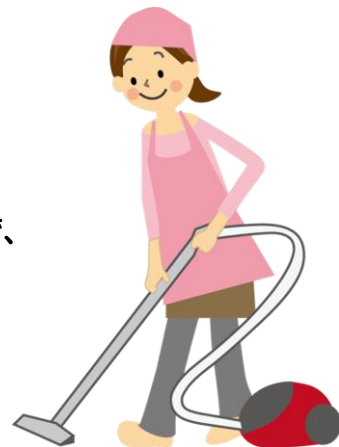
訪問型サービスA従事者養成研修を修了すると…

当研修を全て受講した方には、町から修了証書を発行いたします。修了証書を持っている方は、町内の訪問型サービスAに参入する訪問介護事業所やシルバー人材センター等で生活援助のみを提供する従事者として、就労することが可能となります。

※ただし、町が就労を確約するものではありません。

訪問型サービスAとは…

軽度の支援が必要な高齢者のお宅に伺い、1回30分から45分以内で、身の回りの掃除や洗濯などの家事支援のお仕事をします。



申し込み・問い合わせ

島本町健康福祉部いきいき健康課(島本町ふれあいセンター1階)

TEL:(075)961-1122 / FAX:(075)961-1116